

教育・保育施設等の整備・認可・確認の手続き フローチャート(変更)

変更する内容は？

利用定員の変更 ※必ず**変更前**に相談ください

●施設全体の定員を**増加**する場合

- ①教育・保育施設
…【確認の規則・様式第3号】
- ②地域型保育事業
…【確認の規則様式第4号】

増加前に提出

●施設全体の定員を**減少**する場合

【確認の規則・様式第6号】

変更日の3か月前に提出

●区分毎の人数を**変更する場合**

例) 2号を 40→30 に減
3号を 30→40 に増

運
営
規
程
の
改
正
(**変更時**)

認可事項の変更

【認可の規則・様式第8号】

認可事項変更届

変更後**1か月以内**に提出

確認事項の変更

【確認の規則・様式第5号】

住所等変更届の提出(下記の項目変更時)

- ①施設(事業所)の名称、所在地
- ②設置者(申請者)の名称及び主たる事務所の所在地
- ③設置者(申請者)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ④建物の構造の概要及び図面(地域型保育の場合、平面図)
- ⑤設備の概要
- ⑥施設(事業所)の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ⑦運営規程
- ⑧給付費の請求に関する事項
- ⑨役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑩連携施設

※⑥⑨の変更は「誓約書」の提出も必要です。

変更後**10日以内**に提出

施設概要の修正も
お願いします。

業務管理体制の整備に関する変更

施設等が近江八幡市にのみ
所在する場合の届出先

近江八幡市

【確認の規則・様式第10号】

施設等が県内の他市町にも
所在する場合の届出先

滋賀県

施設等が県外にも
所在する場合の届出先

国